

保険番号マスク (大阪府27)

番号	設定項目名	制度名	老人			障害者			乳幼児		母子家庭			一部負担金助成						
			141	241	180	280	380	480	186	286	182	282	382	183	187	287	387	188	189	190
1	保険番号		141	241	180	280	380	480	186	286	182	282	382	183	187	287	387	188	189	190
2	法別番号		41	41	80	80	80	80	86	86	82	82	82	83	87	87	87	88	89	90
3	短縮制度名		マル老1割	マル老3割	マル障	マル障食無	泉佐野障	大阪障害	マル乳	マル乳食無	マル母	マル母食無	大阪親	母食無83	助成87	87食助有	87食無	助成88	助成89	助成90
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	限定保険番号																			
10	年齢(開始-終了)		65 - 69	65 - 69	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 18	0 - 18	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	65 - 999	65 - 999	65 - 999	65 - 999	65 - 999	65 - 999
11	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
12	レセプト負担金額		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
13	レセプト請求(印刷)		0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※	所得情報		本人	低所得	低年金	本人			本人	低所得	低年金									
15	外来負担区分		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	1回負担割合		10	10	10	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限額		0	0	0	0	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
20	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	1月院内上限額		0	0	0	0	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
22	1月院外上限額		0	0	0	0	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
23	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2
24	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	入院負担区分		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	1回負担割合		10	10	10	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限額		0	0	0	0	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
30	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	1月上限額		44400	24600	15000	80100	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	0*	0*	0*	0*	0*	0*	3000
32	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2
33	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	260	0	0	0	0
34	食事療養費		1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	3	1	1	3	1	1	1

- (注) 老人医療費 「マル老1割」(受給者証で1割負担を確認して下さい) 「マル老3割」(受給者証で3割を確認して下さい)
- 障害者医療費 「マル障」(日上限500円/月上限3,000円の制度。食事療養費は助成対象外。社保国保共にレセプト請求です。)*平成30年4月より制度変更
「マル障食無」(入院時食事療養費を助成する市町村の場合に適用下さい。羽曳野市は経過措置の場合、平成30年10月まで同制度のようです。)
「泉佐野障」(泉佐野市等は専用の請求書での請求のようです。日上限500円/月上限3,000円の制度。食事療養費は助成対象外。)*平成30年4月より制度変更
「大阪障害」(日上限500円/月上限3,000円の制度。食事療養費は助成対象外ですが、非課税世帯の場合、食事療養費・生活療養費の食事部分は助成対象のようです。社保国保共にレセプト請求です。大阪市の制度です。)
※システム管理マスタ「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(2)」タブ「低所得タブ」、「低年金タブ」の「食事療養」、「生活療養(食事)」の左側を「1」、「生活療養(環境)」の左側を「3」で設定してください。
- 乳幼児医療費 「マル乳」(市町村により上限適用年齢が異なる場合があります。窓口で年齢を確認して下さい)
「マル乳食無」(入院時食事療養費を助成する市町村の場合に適用下さい。)
- 母子家庭医療費 「マル母」(市町村により法別番号「83」で始まる負担者番号も付与されているようですが、ORCAでは『182』で統一して登録載いて結構です)
「マル母食無」(入院時食事療養費を助成する市町村の場合に適用下さい。)
「大阪親」(日上限500円/月2回の制度。食事療養・生活療養費の食事部分が助成対象で、環境費は助成対象外です。大阪市の制度です。)
※システム管理マスタ「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(2)」タブ「本人タブ」の「食事療養」、「生活療養(食事)」の左側を「1」、「生活療養(環境)」の左側を「3」で設定してください。
「マル母83」(請求書公費再掲欄に法別番号「83」での記載が必要な場合に適用下さい。)
- 一部負担金相当額助成 「助成87」「助成88」「助成89」「助成90」(41老人、前期高齢者、後期高齢者その他の特定公費との併用患者です。保険番号『187』『188』『189』『190』で登録して下さい。平成30年3月末で制度終了で平成33年3月31日まで経過措置があるようです。)
※平成30年4月より経過措置により制度変更。四條畷市は法別87の経過措置はなく平成30年3月末で制度終了のようです。
「87食助有」(法別87で入院時食事療養費を助成する場合(1食260円限度)にご使用ください。)
「87食無」(法別87で入院時食事療養費を助成する場合(患者負担無)にご使用ください。羽曳野市は経過措置の場合、平成30年10月まで同制度のようです。)
※システム管理マスタ「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(3)」タブの「負担金未発生分の回数カウント(外来)」、「長期併用時の特別計算(外来)」の左側の項目を「1」で設定してください。

保険番号マスタ (大阪府27)

番号	設定項目名	制度名	神戸市		大阪市		東大阪市		
			結核補助	自立支援補助	自立支援法市助成		小児喘息	こども難病	小児喘息
1	保険番号		110	121	100	200	153	192	253
2	法別番号		10	21	0	00	91	92	53
3	短縮制度名		結核補助	自立補助	自立支援	重度障害	大阪喘息	こども難病	東大阪喘息
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分		3	3	2	2	3	3	3
9	限定保険番号				015,016,021	015,016,021			
10	年齢(開始-終了)		0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 15	0 - 19	0 - 999
11	点数単価		10	10	10	10	10	10	10
12	レセプト負担金額		2	2	2	1	2	2	2
13	レセプト請求(印刷)		3	3	3	3	0	0	3
14	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0
※	所得情報				本人	低所得			
15	外来負担区分		2	2	1	1	2	1	2
16	1回負担割合		0	0	10	10	0	0	0
17	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0
18	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限額		0	0	600	400	0	500	0
20	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0
21	1月院内上限額		0	0	0	0	1000	0	0
22	1月院外上限額		0	0	0	0	1000	0	0
23	1月上限回数		0	0	2	2	0	2	0
24	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0
25	入院負担区分		2	2	1	1	2	1	2
26	1回負担割合		0	0	10	10	0	0	0
27	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0
28	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限額		0	0	0	0	0	500	0
30	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0
31	1月上限額		0	0	2400	1600	0	1000	0
32	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0
33	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0
34	食事療養費		1	1	1	1	1	3	2

結核補助 「結核補助」(国保患者で感染症37条の2の患者負担が不要の場合に使用)

自立支援補助 「自立補助」(国保患者で自立支援の患者負担が不要の場合に使用)

自立支援法市助成 通常、他県の地方公費は償還払いになりますが、神戸市の公費を使用できる医療機関でしたら適用してください。詳細は兵庫県マスタ表をご参照ください。※平成21年7月より一部負担金の変更

小児喘息等医療費 「大阪喘息」(日500円/月2回の制度) ※平成25年3月よりレセプト請求へ変更
「東大阪喘息」(患者負担なし。専用の福祉請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。)

こども難病医療費 「こども難病」(患者毎に負担額が異なるようです。患者登録-所得者情報タブ-公費負担額欄にて登録を行ってください。社保国保ともにレセプト請求です。) ※平成24年11月より制度開始

※マスタ設定を変更(入院の負担計算で"日の上限額"設定を行なう場合には"月の上限額"設定は不可) 平成17年3月25日

※平成18年10月より41老人の制度変更

※平成20年4月より障害・乳幼児・ひとり親・一部負担金助成の制度変更(社保もレセプト請求)(一部負担金助成は細分化)

※平成21年7月より神戸市自立支援法市助成の制度変更

※平成25年3月より大阪市小児喘息は社保・国保共にレセプト請求へ変更

※平成30年3月で一部負担金相当額助成(法別87,88,89,90)の制度終了